

**提案条例説明資料**  
**並びに**  
**条例議案新旧対照表**

**令和 4 年 8 月 15 日**  
**浜田地区広域行政組合議会**  
**定例会議**

# 提案条例説明資料

担当課名称 介護保険課

1	議案番号	議案第6号
2	題名	浜田地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「浜田地区広域行政組合地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例」を廃止したことに伴い所要の改正を行うとともに、文言の修正を行う。
4	概要	第2条 「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改める。 第14条 「地域包括支援センター運営協議部会」を「地域包括支援センター運営協議会」に改める。
5	施行期日等	施行期日 公布の日

浜田地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年3月31日条例第3号） 新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現 行	改正後（案）
<p>浜田地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1条 [略] (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7) [略]</p> <p>(8) 指定介護予防サービス等 <u>法第8条の2第18項</u>に規定する指定介護予防サービス等という。</p> <p>(9) 介護予防サービス計画 <u>法第8条の2第18項</u>に規定する介護予防サービス計画という。</p> <p>第3条から第13条 [略]</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため<u>地域包括支援センター運営協議部会（浜田地区広域行政組合地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年浜田地区広域行政組合条例第2号）第4条に規</u></p>	<p>浜田地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1条 [略] (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7) [略]</p> <p>(8) 指定介護予防サービス等 <u>法第8条の2第16項</u>に規定する指定介護予防サービス等という。</p> <p>(9) 介護予防サービス計画 <u>法第8条の2第16項</u>に規定する介護予防サービス計画という。</p> <p>第3条から第13条 [略]</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため<u>地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）</u></p>

定する地域包括支援センター運営協議部会をいう。）の議を

経なければならぬこと。

(2)から(4) [略]

第15条から第38条 [略]

附則 [略]

の議を

経なければならぬこと。

(2)から(4) [略]

第15条から第38条 [略]

附則 [略]

附則

この条例は、公布の日から施行する。